

組合活性化情報

月刊 中央会



熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

特集

- ・ 経済産業省関係 令和5年度税制改正のポイント
- ・ 通常総会終了後の諸手続きの流れ

2023

05

May

深山霧島

熊本県阿蘇市の仙酔峡で、約5万株の深山霧島（ミヤマキリシマ）というツツジが一斉に咲き誇ります。阿蘇中岳と高岳の北陸に位置する渓谷に自生し、例年5月上旬～5月中旬ごろに見頃を迎えます。

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-1 大樹生命ビル 5F TEL:096-354-4394

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

Contents

特集

経済産業省関係 令和5年度税制改正のポイント…02
 通常総会終了後の諸手続きの流れ ……………04

先進組合事例紹介～くまもとのがんばる組合～……………07

・ 組合Hot News

『阿蘇たかな新漬けを奉納し商売繁盛祈願』阿蘇たかな漬協同組合……………08

・ 中央会便り

中小企業の事業承継の実態と今後の対策について考える「事業承継セミナー」を開催！ ……09

・ 中央会からのお知らせ

令和5年4月1日より中央会事務局が新しい体制になりました……………08
 第68回通常総会のご案内 ……………09
 各種補助金 公募のお知らせ……………10

・ くまもとUBA

青年部だより……………11

・ お知らせ

熊本国税局からのお知らせ……………10
 厚生労働省からのお知らせ……………13

・ 景況ウォッチャー

令和5年3月分……………14
 情報連絡員便り……………15

・ 掲示板

編集後記……………16

5月

熊本の花

花言葉

赤色 母への愛	ピンク色 感謝、熱愛
黄色 軽蔑、嫉妬	朱色 純粋な愛
紫色 誇り、気品	白色 尊敬、純潔な愛



カーネーション

アメリカの南北戦争でアン・ジャビスが敵味方問わず負傷兵の衛生状態を改善する活動を行い、死後、娘が5月12日に記念日を開催し、好きだった白いカーネーションを配りました。これが母の日の起源とされ、日本では5月の第二日曜日を母の日とする事になりました。



特集

経済産業省関係 令和5年度税制改正のポイント

2022年12月23日、令和5年度予算案等が閣議決定されました。そこで本誌では、経済産業関係の税制改正のポイントについてご紹介いたします。詳細につきましては、経済産業省ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

1 スタートアップ・エコシステムの抜本強化

① スタートアップへの再投資に対する非課税措置の創設（エンジェル税制の拡充等）

- ・スタートアップエコシステムを抜本強化する観点から、エンジェル税制において、保有する株式を売却して初期のスタートアップに再投資する場合や自ら起業する場合における非課税措置を創設（上限20億円）。加えて、利便性向上のための必要な見直しを行う。

② オープンイノベーション促進税制の拡充

- ・スタートアップの出口戦略の多様化の観点から、特にスタートアップの成長に資するものに限定し、事業会社がスタートアップをM&Aする時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる。

③ 研究開発税制の延長・拡充

- ・スタートアップとの共同研究等を促進するため、オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義等を見直す。

④ パーシャルスピノフ税制の創設

- ・大企業発スタートアップの創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、元親会社に一部（20%未満）持分を残すスピノフにおいても、一定の要件を満たせば株主等に対する課税を繰り延べる特例措置を創設する。

⑤ スtockオプション税制の拡充

- ・ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップ等を後押しするため、一定の要件を満たしたストックオプションの権利行使期間を現行の10年から15年に延長するとともに、保管委託の運用について、見直しを行う。

⑥ 国外転出時課税制度の見直し

- ・スタートアップの海外進出を促進するため株券を発行することなく担保の提供を可能とする等の所要の見直しを行う。

⑦ 暗号資産の期末時価評価課税の見直し

- ・新たな産業領域であるWeb3.0について、新規事業立ち上げ等に支障のない事業環境を整備するため、自己が発行し発行時から保有し続けている等の要件を満たす暗号資産については、期末時価評価課税の対象外とする。

2 人への投資・イノベーション促進と カーボンニュートラルへの対応のための取組

① 民間企業等の教育への積極的な関与を促進するための税制上の措置

- ・私立の大学・高専・専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立の為に企業が支出する寄附金について、一定の要件を満たした場合は、これまで必要とされていた個別審査等を行わずに全額損金算入を可能とする。

② 研究開発税制（試験研究費の税額控除等）の延長・拡充

- ・民間の研究開発投資に対しよりメリハリの効いたインセンティブがより多くの企業に働くよう一般型を見直すとともに、スタートアップとの共同研究等を促進するため、オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義

を見直すほか、イノベーションの源泉となる博士等の高度研究人材の活用に対する優遇措置の創設等を行い、3年間延長する。

③DX投資促進税制の延長

- 企業のデジタルトランスフォーメーションを促進するため、DX人材育成・確保等の見直しを行った上で2年間延長する。

④エコカー減税等の車体課税の見直し

- 厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、エコカー減税・環境性能割について、異例な措置として現行制度を2023年末まで据え置く（クリーンディーゼル車に対する現行の取扱いも、2023年末まで延長）。据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、現行の優遇規模を維持する形で2025年度までの見直しを実施。
- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり等を踏まえつつ、自動車関係諸税のあり方を中長期的な視点で検討する。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて、次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

⑤エネルギー安定供給の確保

- バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の免税措置や石油精製時に不可避に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置を5年間延長する。
- 電気供給業及び一部のガス供給業における法人事業税について、一般の事業との課税の公平性の確保、カーボンニュートラルやエネルギー安定供給の観点から、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

⑥特定小型原動機付自転車に係る所要の措置

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の税率を、現行の原動機付自転車の税率を踏まえ2,000円とする。

3 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営強化／地域経済を牽引する企業の成長促進

①中小企業の設備投資や賃上げに向けた事業環境の整備

- さらなる円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレや引き続き新型コロナ禍において賃上げも求められている中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除10%）及び中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%）を2年間延長する。
- 赤字の中小企業であっても賃上げや前向きな投資を可能とする固定資産税の特例措置を新設する。
- 賃金への課税である外形標準課税における今後の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

②中小企業の経営基盤強化・研究開発支援等／地域経済を牽引する企業の成長促進

- 中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減）を2年間延長する。
- 中小企業の研究開発促進の為、中小企業技術基盤強化税制（試験研究費の税額控除等）を見直し3年間延長する。
- 激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災に資する設備投資を後押しする中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却18%）について、耐震装置を対象設備に追加した上で、2年間延長する。
- インボイス制度導入にあたって、中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のために、以下(1)～(3)の措置を講じる。
 - 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置
 - 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置
 - 少額の返還インボイスについて交付義務を免除
- 地方自治体と連携して地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、地域未来投資促進税制（特別償却20～50%又は税額控除2～5%）における上乗せ支援の対象を追加した上で、2年間延長する。

4 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

- 諸外国との並びで新たな国際課税制度（グローバル・ミニマム課税）が導入される場合には、同制度及び既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等により、企業の事務負担を軽減する。



特集 通常総会終了後の諸手続きの流れ

4月が到来し、多くの組合において新年度を迎えられたかと思います。また、5月には多くの組合が通常総会を迎え、総会終了後は登記・届出等の法律に基づいた事務手続きが必要となります。

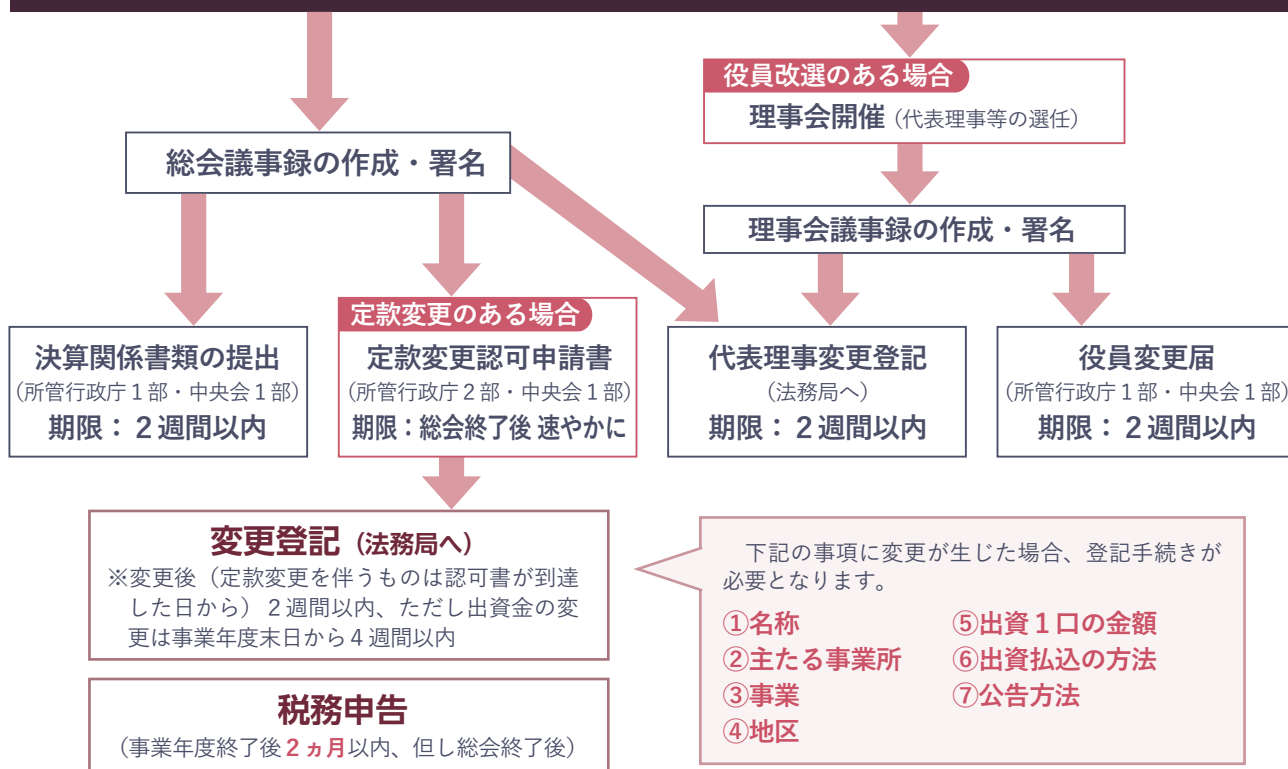
そこで本誌では、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律等により義務付けられている通常総会終了後の諸手続きの流れについてまとめました。

なお、ご不明な点がございましたら本会ホームページで様式をご確認いただくか、お気軽に電話にてご相談ください。

通常総会終了後のスケジュール

通常総会の開催

(「決算関係書類」及び「事業報告書」の承認、「事業計画書」、「収支予算書」及び会費の賦課徴収方法その他提出議案の承認)



通常総会終了後の処理事項

総会議事録の作成

総会議事録に必要な記載事項

- 招集年月日
- 開催日時及び場所
- 理事・監数の数及び出席理事・監事並びにその出席方法
- 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- 出席理事の氏名
- 出席監事の氏名
- 議長の氏名
- 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

行政庁への決算関係書類の提出

通常総会終了後、**2週間以内**に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

提出書類

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分（又は損失処理）案
- 総会議事録（謄本）

■役員変更届の行政庁への届出

役員改選、氏名、住所の変更などがあった場合には、変更の日から**2週間以内**に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。

役員変更届の添付書類

- 変更事項を記載した書面（新旧役員氏名（住所）対照表）
- 変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- 新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

■定款変更

定款の変更は、総会において特別議決を必要とする重要事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。申請にあたっては事前にご相談下さい。

様式提出モデルについて

※前述の添付書類等全ての提出書類はA4サイズでの作成をお願いいたします。

1. 決算関係書類提出書の認可行政庁宛の鑑文

(協同組合・企業組合用)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿 (※注①)

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協同組合
代表理事 △△△△

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

(商店街振興組合の場合)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿 (※注①)

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇商店街振興組合（連合会）
代表理事 △△△△

商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条第1項の規定により商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

(協業組合・商工組合の場合)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿 (※注①)

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協業組合・商工組合
代表理事 △△△△

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）(※注②)において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- 2 1の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

(※注②) ・『法律第5条の23第6項』は協業組合の場合
・『法律第71条』は商工組合の場合

(※注①) 組合の所管行政庁により宛名を変えてください。



2. 役員変更届関連の様式集

(協同組合・企業組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協同組合
代表理事 △△△△

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

(商店街振興組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇商店街振興組合 (連合会)
代表理事 △△△△

商店街振興組合 (連合会) 役員氏名 (住所) 変更届出書

役員の氏名 (住所) に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。

(協業組合・商工組合の場合)

〇〇〇〇 殿 (※注③)

令和 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇協業組合・商工組合
代表理事 △△△△

役員の氏名 (住所) 変更届出書

役員の氏名 (住所) に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項 (第47条第2項) (※注④) において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日及び理由を記載した書面

(※注④) ・『法律第5条の23第3項』は協業組合の場合
・『法律第47条第2項』は商工組合の場合

(※注③) 組合の所管行政庁により宛名を変えてください。

(1) 変更した事項を記載した書面

新旧役員氏名 (住所) 対照表

新役員			旧役員		
役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
理事長	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	理事長	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
副理事長	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	副理事長	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
専務理事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	専務理事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
理事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	理事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号
監事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号	監事	〇〇〇〇	熊本県〇〇市〇番〇号

(2) 変更年月日及び変更した理由を記載した書面

変更年月日 令和〇年〇月〇日 (※注⑥)

変更した理由 〇〇〇のため (※注⑦)

(※注⑤)

(※注⑤) 役員数により、適宜増減させてください。

(※注⑥) 通常総会又は臨時総会開催日 (役員が変更された日) を記入してください。

(※注⑦) (例) 任期満了による改選、代表理事 (理事) 〇〇辞任 (死亡) による等を記載してください。

ご不明な点は本会までお気軽にお問い合わせください。定款変更等をお考えの際は、お早めにご相談ください。

熊本県中小企業団体中央会

検索

TEL : 096-325-3255

HP : <https://www.chuokai-kumamoto.com/>

先進組合事例紹介 ～くまもとのがんばる組合～

天草地区生コンクリート協同組合

火力発電所から産出される石炭灰を有効活用した生コン製造事業展開

本会では、中小企業が抱える経営課題に対し、組合が持つノウハウや組織力を積極的かつ効果的に活用した先進的事例を収集しております。今回、全国の先進事例として発表された本県の組合をここにご紹介します。

組合概要

住所

〒863-0043
熊本県天草市亀場町亀川479-1

設立

昭和54年1月

主な業種

生コンクリート製造業

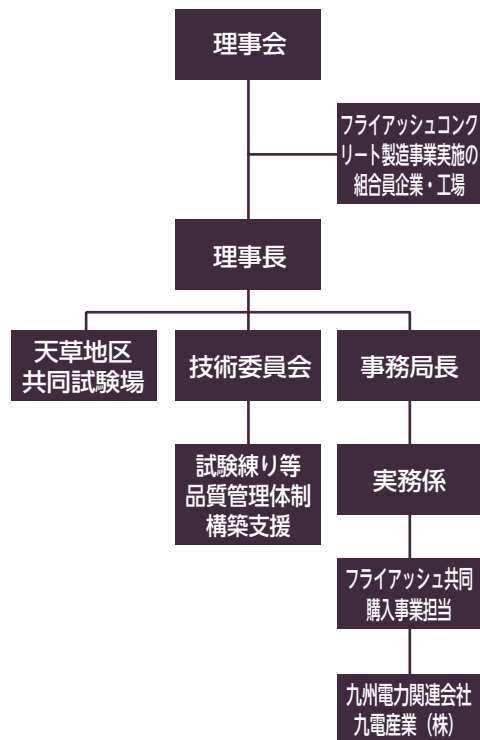
組合員数

9人

出資金

9,000千円

- ・天草地区生コンクリート協同組合におけるフライアッシュコンクリート試験製造、フライアッシュ共同購入事業取組みの組合における位置づけとその組織体制



- ・活動を企画・実行した中心人物：理事長、事務局長及び試験場担当者

背景・目的

1996年、熊本県天草郡苓北町に九州電力の火力発電所1号機の建設が開始されることとなり、火力発電所のコンクリート基礎・躯体に使用するフライアッシュコンクリートの供給要請を受けた。火力発電所等から排出される石炭灰（フライアッシュ）は「資源の有効な利用の促進に関する法律」において指定副産物となっており、石炭灰の有効利用が義務付けられているため供給要請に組合として対応すべく、骨材としてフライアッシュを使用する生コンクリートの試験練り等から関与を始めた。

取組みの手法と内容

生コンクリートは製造後90分以内に使用しなければならないため供給範囲が限定されることから、組合員企業11工場のうち、90分以内の供給可能範囲にある3工場を該当工場として選定し、生コン製造プラントの整備を実施した。生コンクリートの骨材としてのフライアッシュの使用は、2009年に「フライアッシュセメント：JISR5213」として制定され、資源を有効活用できることから本格的に使用されるようになっていたが、硬化時間が遅いなど用途に一定の制約があったため専門機関や組合検査部門の協力を得て、フライアッシュを混入する生コンクリートの試験練り等による品質検査、品質保証体制を確立させた。

火力発電所の建設以降は、上島・下島連絡橋建設など地域内の公共インフラ工事を中心とした施設建設への新商品素材の提供及び受託機会の拡大につながり、現在も継続的に納入業務を展開している。またセメントは、高熱で加熱し冷却する過程で、中間製品として生成されるクリンカを生産する際に石灰石から必然的にCO2が排出されてしまい、さらに廃コンクリートの処分環境に負荷をかける素材であるとの一般認識のなかフライアッシュなど産業廃棄物にもなる排出資源を有効活用することで環境負荷の減少に貢献できるなど、組合員企業や生活者の再認識にもつながることが期待できる。

成果とその要因

地域への新たな大型プロジェクトということもあり、新製品開発及び新事業展開から想定される需要減少に伴う組合員企業間の過当競争を回避するため、企業合併等を推進したことにより組合員全体の延命化及び持続経営を図ることができた。



火力発電所より産出されるフライアッシュを骨材として使用する生コンクリートの製造は、天草地域で事業展開をしている組合員事業者にとっては、千載一遇のチャンスでもあった。



『阿蘇たかな新漬けを奉納し商売繁盛祈願』 阿蘇たかな漬協同組合

令和5年3月23日(木)、阿蘇たかな漬協同組合が、豊作と商売繁盛を祈願し、阿蘇市の阿蘇神社に新漬けを奉納しました。

原料の高菜は、3月15日から収穫が開始されましたが、生産農家の減少に加え、害虫被害の影響もあり、収穫量がおよそ1,500トンから2,000トンと去年の半分ほどに減少する見通しです。味や食感など品質は今年も良好で、既に阿蘇地域の物産館や熊本市内のスーパーなどで販売されています。

同組合の中山理事長は「阿蘇たかなが持つ独特の風味を、毎年この時期に感じて頂けたら嬉しいです」と話されていました。



奉納後の集合写真

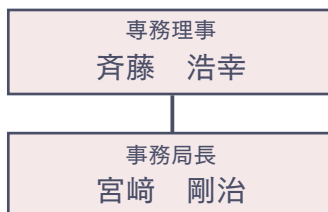


玉串奉奠 (中山理事長)



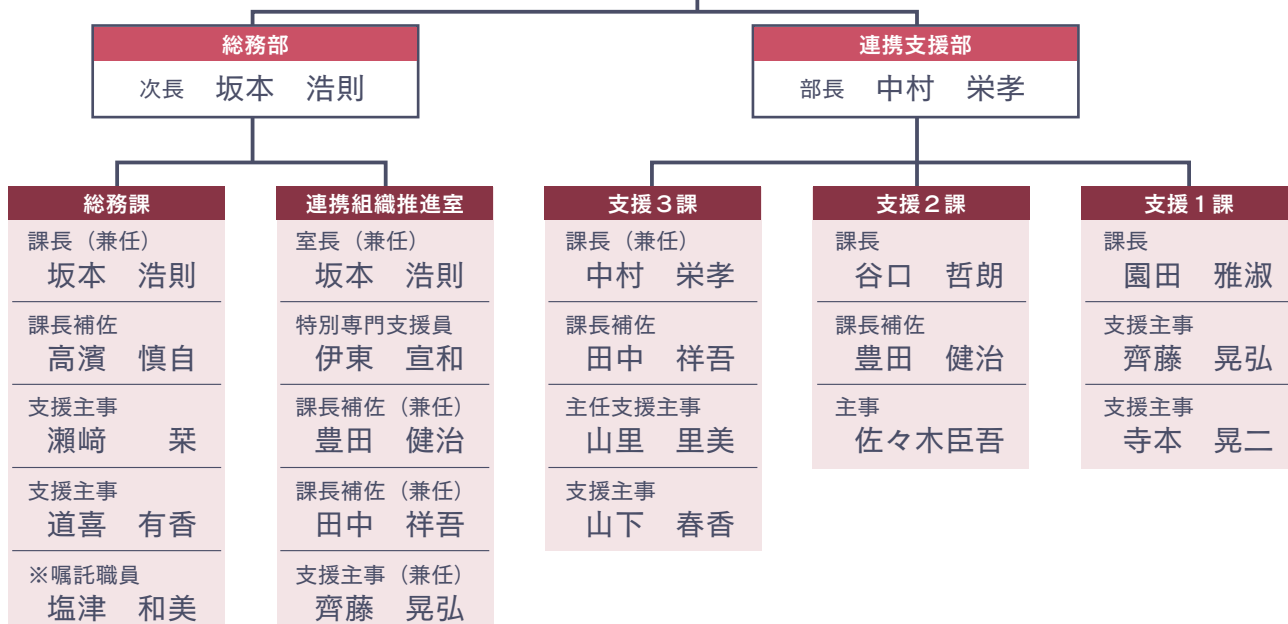
神事の様子 (奉納された新漬け)

令和5年4月1日より 中央会事務局が新しい 体制になりました



4月1日より中央会事務局組織を一部改正しました。

「工業支援課」、「商業支援課」、「IT推進課」、「創業支援室」がそれぞれ「支援1課」、「支援2課」、「支援3課」、「連携組織推進室」となります。



中央会 便り

中小企業の事業承継の実態と今後の対策について考える「事業承継セミナー」を開催！



弁護士・税理士 清水谷洋樹 氏

令和5年3月17日（金）、ザ・ニューホテル熊本において、県内の中小企業を対象に、弁護士・税理士の清水谷洋樹氏を講師に招き、事業承継対策における注意点や特例事業承継税制のメリット・デメリット、M&A仲介で起こるトラブルなどについてさまざまな事例等を交えながら解説いただきました。

平成29年度より、国は事業承継対策に本格的に力を入れ、補助金を含めた様々な施策展開を行なっている中、長期化するコロナ禍等の影響もあり円滑な事業承継が依然として進まない状況にあります。また、県内企業においては、事業再構築やTSMCの県内進出に伴う新たな需要への期待も高まっている面もあり、他社よりも早く次世代に対応する事業展開に行動を起こすチャンスと捉え、具体化するための承継手法について助言が行われました。

スムーズな事業承継につなげるには、早い段階で事業承継の対策に着手することが非常に重要になります。本会では専門家派遣事業を今年度実施予定ですので、事業承継をご検討されている方はお気軽にご相談ください。



会場の様子

中央会からのお知らせ

熊本県中小企業団体中央会 第68回通常総会のご案内（予定）

■ 開催日時

令和5年（2023年）5月30日（火）

■ 開催場所

ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ

熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地 電話 096-354-2111

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、開催日時・場所等を変更する場合がございます。あらかじめご了承いただきますようお願い致します。

各種補助金 公募のお知らせ

本会では、以下の補助金事業を公募しております。詳細につきましては、本会ホームページ「中央会サポートSTATION」をご確認下さいますようお願いいたします。

費用助成支援

事業名	熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金
期間	令和5年3月17日(金)～令和6年1月5日(金)
補助率	3/4
対象者	組合等連携体

費用助成支援

事業名	令和4年度熊本県中小企業者価格転嫁推進事業【広報事業】
期間	令和5年12月22日
補助率	3/4
対象者	組合等連携体

専門家派遣

事業名	令和4年度熊本県中小企業者価格転嫁推進事業【専門家派遣】
期間	令和5年12月22日
補助率	定額
対象者	組合等連携体

中央会サポートSTATIONはこちら→



熊本国税局からのお知らせ

e-Tax（国税電子申告・納税システム）について

- e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。
- 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付（※）やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです（ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>又は **e-Tax** **検索**）をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



【各税務署のご連絡先】

・阿蘇税務署 (0967-22-0551)	・熊本東税務署 (096-369-5566)
・天草税務署 (0969-22-2510)	・玉名税務署 (0968-72-2125)
・宇土税務署 (0964-22-0410)	・人吉税務署 (0966-23-2311)
・菊池税務署 (0968-25-2121)	・八代税務署 (0965-32-3141)
・熊本西税務署 (096-355-1181)	・山鹿税務署 (0968-44-2181)



くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

学生や支援機関を交えた商店街活動を継続中

新市街青年会

熊本市中心商店街のひとつ、熊本市新市街商店街振興組合の青年部組織である新市街青年会は、毎月1回、第3水曜日の夜に組合員はじめ熊本市内の高校の先生・大学生・近隣企業・行政機関とともに商店街活動について議論を重ねています。8年ほどになるこの活動、商店街の現状や課題、これからの商店街の在り方を夜な夜な話し合う場として活用されており、メンバーを実際のアーケード内で行うイベントにも参画してもらうなど、第三者的立場の皆さんからの意見聴取、次の世代への商店街の継承・子供や学生の学びの場として活用されています。



齊藤勝利会長によると「スタート当初は10年20年先の商店街の継続存続のための集客、サンロード新市街のブランディングを目的とした集まりだった。今でも沢山の支援機関、行政も加わって新たな商店街ビジョン策定の場となっている」とのことですが、なかなかコロナ前に戻れない傘下会員の経営の立て直しのバックアップも必要で、課題解決はまだ時間がかかるようです。ともあれ、若い力や外部の力を借りて青年部活動にふたたび光を灯そうと若い店主が奮起する姿には、これからの青年部活動、若手経営者集団の在り方として他の業界にも影響してくるものと期待しています。アーケード内で行われる団体などのPR活動、イベントも徐々に再開されつつあり、今後は新たな業種や業界との連携も行いたいとのことでした。

くまもとUBA 令和5年度通常総会のご案内

- 開催日時 令和5年6月27日（火）
 - 開催場所 熊本ホテルキャッスル（熊本市中央区城東町4-2）
- ※予定のため、状況により開催方法など変更となる場合がございます。
講演会・懇親会も予定しています。

今年度よりくまもとUBA担当課の名称、課員が変わりましたのでお知らせします。

今年度も会員皆様同士の繋がりを深める為、さまざまな事業を予定しておりますので、ぜひ多くの皆様のUBA事業へのご参加を心よりお待ちしております！

支援2課

課長	谷口 哲朗
課長補佐	豊田 健治
主事	佐々木臣吾

【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・谷口

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ②定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
- ③改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ④高齢者の雇用の安定等に関する法律の遵守
- ⑤1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ⑥高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて15万円から160万円（ただし1事業主あたり（企業単位）1回限り）

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ①高齢者雇用等推進者の選任
- ②高齢者雇用管理整備計画の作成、機構への計画申請
- ③機構から計画を認定される
- ④整備計画に基づき、措置を実施
- ⑤実施確認期間終了後、機構への支給申請

措置（注1）の内容

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入

（注1）措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注2）の60%、ただし中小企業事業主以外は45%

（注2）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費等（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ①高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請
- ③機構から計画を認定される
- ④転換計画に基づき、対象者を転換
- ⑤転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑥機構への支給申請

支給額

・対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
支給額にかかわらず1支給申請年度（4月～3月）1適用事業所あたり10人までが上限（注3）

（注3）支給申請年度毎の人数は、転換日を基準に合算します

＜お問合せ・説明会の申込先＞

独立行政法人
高齡・障害・求職者雇用支援機構
熊本支部 高齡・障害者業務課
TEL 096-249-1888
FAX 096-249-1889

助成金説明会のご案内

開催日：令和5年 5/11、7/6、8/30、10/5、11/20
令和6年 2/5
場 所：ポリテクセンター熊本（合志市須屋2505-3）

*参加無料
*説明会の詳細、申込方法については、熊本支部 ホームページをご覧ください。

JEED 熊本 検索

経営に関するお困りごとはございませんか？

“まずは、信用保証協会 経営相談課までお問合せください！”

使える補助金はあるかな？

自社の工程を見直したい

売上を伸ばしたい

資金繰りについて相談したい

【ご相談から支援までの流れ】



経営課題の相談・受付

事業者の方からご相談を受け付けさせていただきます。



企業訪問・面談

協会職員が企業訪問・面談にて経営課題を把握し、課題解決への提案をさせていただきます。



具体的支援

課題に応じて、金融機関・支援団体と連携し、改善へのお手伝いをさせていただきます。

※ご利用の金融機関の方と一緒に訪問させていただく場合がございます。



熊本県信用保証協会

熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先



0120-69-3221

フリーダイヤル

事業主の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明することが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

▼解説動画あり



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

同一労働同一賃金

検索



厚生労働省・都道府県労働局

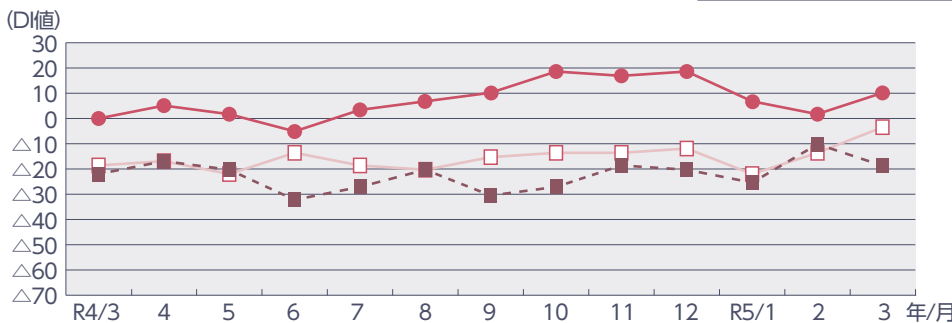
景況ウォッチャー

情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。

※DIの計算方法 (『増加』・『好転』した組合数 - 『減少』・『悪化』した組合数) ÷ 回答組合数 × 100

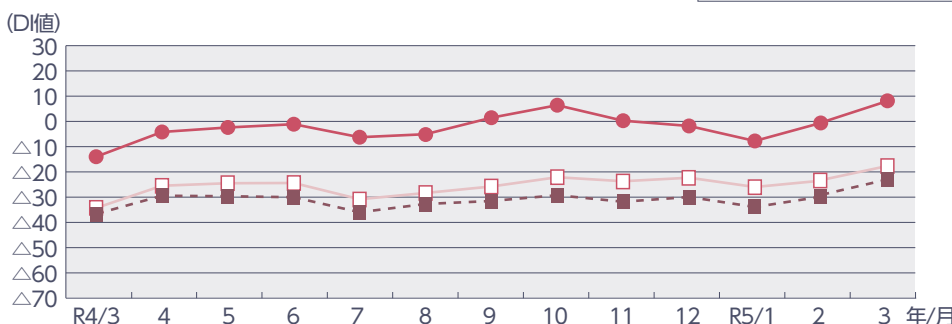
■ 景況の推移 (前年同月比) 熊本県集計



売上高が10.2ポイント、収益状況がマイナス18.6ポイント、景況がマイナス3.4ポイントとなり、売上高及び景況が大幅に右肩上がりとなった。

	R4/3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5/1	2	3
売上高	0	5.1	1.7	-5.1	3.4	6.8	10.2	18.6	16.9	18.6	6.8	1.7	10.2
収益状況	-22.0	-16.9	-20.3	-32.2	-27.1	-20.3	-30.5	-27.1	-18.6	-20.3	-25.4	-10.2	-18.6
業界の景況	-18.6	-16.9	-22.0	-13.6	-18.6	-20.3	-15.3	-13.6	-13.6	-11.9	-22.0	-13.6	-3.4

■ 景況の推移 (前年同月比) 全国集計



主要3指標は、景況が5.5ポイント改善、売上高が8.6ポイント改善、収益状況が6.4ポイント改善した。

	R4/3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5/1	2	3
売上高	-13.1	-3.2	-1.4	-0.1	-5.3	-4.1	2.5	7.5	1.3	-0.8	-6.8	0.4	9.0
収益状況	-36.0	-28.7	-28.9	-29.3	-35.3	-32.0	-30.8	-28.5	-31.1	-29.2	-33.2	-29.1	-22.7
業界の景況	-33.6	-24.7	-23.7	-23.6	-30.1	-27.6	-25.0	-21.3	-22.9	-21.5	-25.2	-22.7	-17.2

■ 熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数(熊本市)は2010年を100とした指数

※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口 (R5. 3)	1,712,921人	↔	⑪新車登録台数 (R5. 3)	5,114台	↑
②鉱工業指数 生産 (R5. 1)	124.5	↑	⑫中古車登録台数 (R5. 3)	2,969台	↘
③鉱工業指数 出荷 (R5. 1)	115.5	↑	⑬預金残高 (R4.12)	7兆6,747億円	↔
④鉱工業指数 在庫 (R5. 1)	125.1	↑	⑭貸出残高 (R4.12)	4兆8,760億円	↔
⑤公共工事請負額 (R5. 1)	91億円	↓	⑮企業倒産件数 (R5. 2)	3件	↑
⑥設住宅着工戸数 (R5. 1)	900戸	↔	⑯企業倒産負債総額 (R5. 2)	3億3,300万円	↑
⑦百貨店売上高 (九州) (R5. 1)	367億円	↑	⑰輸出 (R4.12)	30億円	↓
⑧スーパー売上高 (九州) (R5. 1)	1,011億円	↔	⑱輸入 (R4.12)	177億円	↑
⑨共同店舗売上高(県内8店舗)(R5. 1)	4億7,955万円	↓	⑲消費者物価指数 (R5. 1)	103.8	↔
⑩生コン出荷量 (R5. 3)	139,926m ³	↔			

前年同月比 (%) : -10%以上 ↓ 減少 -5%以上~ -10%未満 ↘ やや減少 0~±5%未満 ↔ 不変 +5%以上~ +10%未満 ↗ やや増加 +10%以上 ↑ 増加

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②~④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤~⑧、⑬~⑱…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

食料品 調味料製造業

- 6月を目途に再値上げを検討中。売上高は数量の伸びというよりは値上げによる状況と判断。

繊維工業 ニット製品製造業

- 縫製業において、メーカーの海外展開が続いており、なかなか国内に戻ってきていないと感じる。

木材・木製品 一般製材業

- 原木、製品ともに値下げ傾向。需要の低迷が危惧される。

窯業・土石製品 コンクリート製品製造業

- 販売価格は大幅にアップ（組合員の努力にて）したが、製品コストも大幅にアップしているため、利益幅は少ない。
- 県全体の売上高前年同月比が増加している要因として、熊本地区における菊陽町の半導体製造工場関連の需要がある。但し郡部地区との出荷量の格差が目立ち、県南地区における令和2年7月豪雨の災害復旧工事以外は特に目立つ物件もなく依然として厳しい状況である。

鉄鋼・金属 異業種

- 組合全体的に人材の確保が難しくなっている。
- 原材料の値上げの間隔が短くなってきている。
- 売上高、収益状況ともに減少傾向が続いており、若干の持ち直しの傾向が見られるものの、依然として原材料価格の高騰と人材不足の状況は継続しており、経営的には厳しい組合員が多い状況となっている。
TSMCの進出に伴う経営上のプラス要因については、今のところあまり見られない状況であるが、今後の展開に期待したい。

卸売業 各種商品卸売業

- 原材料の不足と値上げにより仕入価格が高止

まりしているのはどの業種も同様である。麺及びパン業界に取引がある食品卸売においては、小麦価格は政府が価格決定を行っているため販売価格が上がっても利益は変わらない。しかしながら、小売店への輸送コストや人件費の値上げ分は他の副食材の販売利益でカバーしなければならないため厳しい現状となっている。国内市場は高齢化と少子化により購買力が減少しているため、外国人旅行者による土産物購買にも期待せざるを得ないとのことである。

卸売業 セメント卸売業

- 今月は前月より出荷増であった。

小売業 燃料小売業

- 政府の燃料油価格激変緩和対策事業補助金により、仕入価格に大きな変化は無いが、上下しつつ少しずつ上がっている。しかし、諸事情により仕入価格上昇分を販売価格に十分に転嫁できない為、収益悪化が続いている。
- 今月のプロパン・ブタンの原油価格は720ドル/tで、先月790ドル/tより価格は下がっており、前年比較においても、20%程度下がっている。販売量は前年比で、9.8%減、売上高も2.6%減で、なかなか上昇傾向にならない。今後暖かくなると、さらに減少することが予想され、厳しい状況が続く。

小売業 各種商品小売業

- コロナウイルス感染症の影響は無くなりつつあるものの、従業員の高齢化や退職者の補填も難しくなっている。求人を出しても効果は少ないように思われる。
- 年間の売上実績は前年対比=99.8%。4月～10月は厳しい状況であったが、11月～3月は全て前年同月対比で100%を超えることができた。原材料価格の高騰による販売価格の上昇等による影響で買上点数の減少が見られたが、プレミアム付商品券の販売やコロナ感染の対策緩和も実施され、入店客数も落ち着いてきている。

- インバウンドが増加してきたため業況は好転している。

サービス業 その他のサービス業

- 新型コロナウイルスにより落ち込んだところと回復傾向にあるところが二極化している状況である。徐々にではあるが好転の兆しが見えてくると思慮される。

サービス業 デザイン業

- 新型コロナウイルス関連の影響が今になって反映してきている。現状は、感染状況は落ち着いていることから今後は業界の状況も向上していくものと予想される。

サービス業 旅館業

- 集客は出来ているが従業員不足である。

建設業 鉄筋工事業

- 人材不足で労務逼迫状態が継続。また、物価・資材高騰の影響も継続している。

建設業 鉄骨工事業

- 商社の動きが顕著になっている。見積物件が少ない。

- 図面の承認が遅い為、予定より作図工程が遅くなり工場の工程がうまく流れない。
- 現場労務の手配が難しくなっている。

運輸業 沿海海運業

- 仕事量は変わらないが、用船料が上がっているため、収益状況は好転している。

運輸業 一般乗用旅客自動車運送業

- 組合員数が不足しており、増加が困難な状況である。

運輸業 一般貨物自動車運送業

- 3月は引越し等により運送が集中する時期であるが、コンプライアンスの観点から断る仕事もあり、取扱量は前年同となった。2024年問題を控え、人件費財源確保のために運賃交渉を進めている。

編集後記

4月中旬に、協同組合の設立関係で阿蘇市波野に行ってきました。波野地域には初めて足を運んだのですが、広大な草原が広がっており、あか牛が自由に駆け回っているところまで間近で見ることができました。なかなか見られない光景だった為思わずテンションが上がってしまいました(笑)。最後、箱石峠と根子岳を見渡せる展望スポットである箱石峠展望所を案内していただきました。あいにくの雨により、奥まで見渡すことはできませんでしたが、大観峰とはまた違う絶景スポットでした！晴れた日には、阿蘇五岳が一望できるほどの絶景が広がっているとのことですので、次は、晴れた日を狙ってバイクで訪れてみようと思います。ゴールデンウィークもやってくるので、是非皆様も一度足を運んでみてはいかがでしょうか。それでは、来月号もよろしくお願いします。

支援3課 山下春香



お昼は、山庵で「高菜飯定食」を堪能！



箱石峠展望所から見た風景(曇が無ければ…泣)

月刊

中央会

組合活性化情報
No.804/2023.5月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com



BESTパートナー

大樹生命

日本生命グループ

つなぐ～信頼を届け、未来を拓く～

大樹のように とことん安心
 大樹のように もっとよりそう
 大樹のように ずっとずっと見守るよ
 大きな安心 お届けします

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4394
<https://www.taiju-life.co.jp/>

有利な金利で、1年、2年、3年

新型定期預金

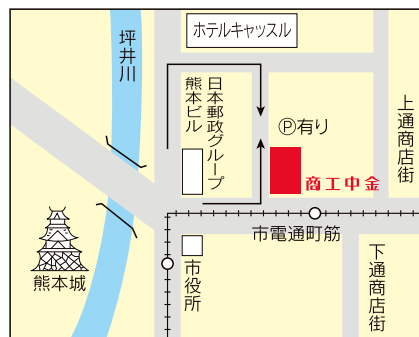
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

ご来店をおまちしています
 熊本支店



TEL:096-352-6184

熊本市中央区城東町2-23 ●日本郵政グループ熊本ビル隣

詳しくはホームページで <http://www.shokochukin.co.jp/>

企業の安心経営に、従業員の福利厚生に

「中央会のすまいる共済」

に加入しましょう！

(傷害総合補償共済)

※掛金は月々1,000円と2,000円のコースがあります。

※共済金のお支払いは、政府労災に関係なくお支払いします。



※その他各種共済もございます。お問い合わせは中小企業団体中央会へ。

安心、信頼、ゆたかな未来へ。



熊本県火災共済協同組合

ホームページ検索

くまもと共済

検索

クリック!



- 本部 / 熊本市中央区安政町3番13号
(熊本県商工会館3階～5階)
TEL. 096-325-3411
- 八代営業所 / 八代市松江城町6番6号
(八代商工会館2階)
TEL. 0965-35-5686
- 天草営業所 / 天草市栄町1番25号
(本渡商工会館2階)
TEL. 0969-24-2516